

うとともに、法律扶助協会および日弁連交通事故相談センターによる交通事故の損害賠償請求についての援助に関する業務の強化を図る。

8 科学技術の振興等

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

有効な交通安全対策を樹立し、これを適切に実施するためには、その基礎として交通事故の原因を総合的に究明するとともに、交通の安全に関する研究開発を推進し、その成果を総合的に活用することが不可欠である。

交通事故は、交通環境、車両の構造および性能、人間の注意力等の要素が複雑にからみあって生ずるものであるから、それぞれの関連分野における研究開発を一層深化するとともに、交通事故の複雑性に対応した各関連分野の協力による総合的な研究開発を推進しなければならない。

このため、交通の安全に関する研究開発を分担する各国立試験研究機関について、研究費の充実、研究設備の整備等を図るとともに、研究開発に関する総合調整機能の充実、試験研究機関相互の連絡協調の強化等により、総合的な研究課題にとりくみうるような態勢を確立する。

また、交通の安全に関する研究開発の推進は、基礎面にあっては大学、応用面にあっては民間試験研究機関との協力にまつところが多いので、これらの機関との連係の緊密化を図る。

交通の安全に関する研究開発の成果をすみやかに交通安全施策にとり入れるとともに、日本工業規格の制定、民間に対する技術指導、資料の提供等を推進する。

(2) 道路交通事故原因の総合的な研究調査の推進

交通事故データの大数観察に基づく統計解析を諸側面から進めるとともに各種の方法による実態調査を積み重ね、施策の実施に直接結びつくような解析方法を開発することにより、交通事故とその発生に関連する諸要因との関係を総合的に解明し、交通の安全に関する施策の検討、立案等に役だたせる。

また、関係国立試験研究機関の事故解析を担当する部門を整備しその間の連係を強化するとともに、交通事故の諸要因に関する諸統計の調査項目の改善等その充実を図る。